

貸 借 対 照 表

令和 年 月 日 現在

(会社名) _____

資 産 の 部

I	流 動 資 産		千円
	現金預金	_____	
	受取手形	_____	
	完成工事未収入金	_____	
	有価証券	_____	
	未成工事支出金	_____	
	材料貯蔵品	_____	
	短期貸付金	_____	
	前払費用	_____	
	その他	_____	
	貸倒引当金	△ _____	
	流動資産合計	_____	
II	固 定 資 産		
	(1) 有形固定資産		
	建物・構築物	_____	
	減価償却累計額	△ _____	
	機械・運搬具	_____	
	減価償却累計額	△ _____	
	工具器具・備品	_____	
	減価償却累計額	△ _____	
	土 地	_____	
	リース資産	_____	
	減価償却累計額	△ _____	
	建設仮勘定	_____	
	その他	_____	
	減価償却累計額	△ _____	
	有形固定資産合計	_____	
	(2) 無形固定資産		
	特許権	_____	
	借地権	_____	
	のれん	_____	
	リース資産	_____	
	その他	_____	
	無形固定資産合計	_____	

(3) 投資その他の資産

投資有価証券
関係会社株式・関係会社出資金
長期貸付金
破産更生債権等
長期前払費用
繰延税金資産
その他
貸倒引当金	△
投資その他の資産合計
固定資産合計

III 繰延資産

創立費
開業費
株式交付費
社債発行費
開発費
繰延資産合計
資産合計	=====

負債の部

I 流動負債

支払手形
工事未払金
短期借入金
リース債務
未払金
未払費用
未払法人税等
未成工事受入金
預り金
前受収益
..... 引当金
その他
流動負債合計

II 固定負債

社債
長期借入金
リース債務
繰延税金負債
..... 引当金

負ののれん	_____
その他	_____
固定負債合計	_____
負債合計	=====

純 資 産 の 部

I 株 主 資 本	
(1) 資本金	_____
(2) 新株式申込証拠金	_____
(3) 資本剰余金	
資本準備金	_____
その他資本剰余金	_____
資本剰余金合計	_____
(4) 利益剰余金	
利益準備金	_____
その他利益剰余金	
準備金	_____
積立金	_____
繰越利益剰余金	_____
利益剰余金合計	_____
(5) 自己株式	△ _____
(6) 自己株式申込証拠金	_____
株主資本合計	_____
II 評価・換算差額等	
(1) その他有価証券評価差額金	_____
(2) 繰延ヘッジ損益	_____
(3) 土地再評価差額金	_____
評価・換算差額等合計	_____
III 新株予約権	_____
純資産合計	=====
負債純資産合計	=====

記載要領

- 1 貸借対照表は、一般に公正妥当と認められる企業会計の基準その他の企業会計の慣行をしん酌し、会社の財産の状態を正確に判断することができるよう明瞭に記載すること。
- 2 勘定科目の分類は、国土交通大臣が定めるところによること。
- 3 記載すべき金額は、千円単位をもって表示すること。
ただし、会社法（平成17年法律第86号）第2条第6号に規定する大会社にあっては、百万円単位をもって表示することができる。この場合、「千円」とあるのは「百万円」として記載すること。
- 4 金額の記載に当たって有効数字がない場合においては、科目の名称の記載を要しない。
- 5 流動資産、有形固定資産、無形固定資産、投資その他の資産、流動負債及び固定負債に属する科目の掲記が「その他」のみである場合においては、科目の記載を要しない。
- 6 建設業以外の事業を併せて営む場合においては、当該事業の営業取引に係る資産についてその内容を示す適当な科目をもって記載すること。
ただし、当該資産の金額が資産の総額の100分の5以下のものについては、同一の性格の科目に含めて記載することができる。
- 7 流動資産の「有価証券」又は「その他」に属する親会社株式の金額が資産の総額の100分の5を超えるときは、「親会社株式」の科目をもって記載すること。投資その他の資産の「関係会社株式・関係会社出資金」に属する親会社株式についても同様に、投資その他の資産に「親会社株式」の科目をもって記載すること。
- 8 流動資産、有形固定資産、無形固定資産又は投資その他の資産の「その他」に属する資産でその金額が資産の総額の100分の5を超えるものについては、当該資産を明示する科目をもって記載すること。
- 9 記載要領6及び8は、負債の部の記載に準用する。
- 10 「材料貯蔵品」、「短期貸付金」、「前払費用」、「特許権」、「借地権」及び「のれん」は、その金額が資産の総額の100分の5以下であるときは、それぞれ流動資産の「その他」、無形固定資産の「その他」に含めて記載することができる。
- 11 記載要領10は、「未払金」、「未払費用」、「預り金」、「前受収益」及び「負ののれん」の表示に準用する。
- 12 「繰延税金資産」及び「繰延税金負債」は、税効果会計の適用にあたり、一時差異（会計上の簿価と税務上の簿価との差額）の金額に重要性がないために、繰延税金資産又は繰延税金負債を計上しない場合には記載を要しない。
- 13 流動資産に属する「繰延税金資産」の金額及び流動負債に属する「繰延税金負債」の金額については、その差額のみを「繰延税金資産」又は「繰延税金負債」として流動資産又は流動負債に記載する。固定資産に属する「繰延税金資産」の金額及び固定負債に属する「繰延税金負債」の金額についても、同様とする。
- 14 各有形固定資産に対する減損損失累計額は、各資産の金額から減損損失累計額を直接控除し、その控除残高を各資産の金額として記載する。
- 15 「リース資産」に区分される資産については、有形固定資産に属する各科目（「リース資産」及び「建設仮勘定」を除く。）又は無形固定資産に属する各科目（「のれん」及び「リース資産」を除く。）に含めて記載することができる。
- 16 「関係会社株式・関係会社出資金」については、いずれか一方がない場合においては、「関係会社株式」又は「関係会社出資金」として記載すること。
- 17 持分会社である場合においては、「関係会社株式」を投資有価証券に、「関係会社出資金」を投資その他の資産の「その他」に含めて記載することができる。
- 18 「のれん」の金額及び「負ののれん」の金額については、その差額のみを「のれん」又は「負ののれん」として記載する。

- 19 持分会社である場合においては、「株主資本」とあるのは「社員資本」と、「新株式申込証拠金」とあるのは「出資金申込証拠金」として記載することとし、資本剰余金及び利益剰余金については、「準備金」と「その他」に区分しての記載を要しない。
- 20 その他利益剰余金又は利益剰余金合計の金額が負となった場合は、マイナス残高として記載する。
- 21 「その他有価証券評価差額金」、「繰延ヘッジ損益」及び「土地再評価差額金」のほか、評価・換算差額等に計上することが適当であると認められるものについては、内容を明示する科目をもって記載することができる。